

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の5第1項の規定により、建設業者の監督処分について次のとおり公告する。

平成20年8月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 処分をした年月日

平成20年8月12日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びにその者の建設業法第3条の規定に基づく許可番号

(1) 商号

有限会社松栄建設

(2) 主たる営業所の所在地

三豊市山本町神田3612

(3) 代表者の氏名

森 清美

(4) 許可番号

香川県知事許可（般一18）第6440号

3 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可）

4 処分の原因となった事実

有限会社松栄建設の取締役は、暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、平成19年3月14日、観音寺簡易裁判所から罰金30万円の略式命令を受け、同月29日にその刑が確定した。

このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。